

高知県木造住宅耐震診断士緊急公募・登録制度要綱

制定 平成27年 1月30日

(目的)

第1条 この要綱は、市町村による戸別訪問等の取組によって急増する木造住宅耐震診断を円滑に実施することを目的として、当該業務に携わることができる木造住宅耐震診断士を予め公募し、登録するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「木造住宅耐震診断」とは、高知県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)第2条第1項第10号に規定する耐震診断をいう。
- (2)「木造住宅耐震診断事業」とは、補助金交付要綱第2条第1項第13号に規定する事業をいう。
- (3)「木造住宅耐震診断士」とは、高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱(以下「耐震診断士登録制度要綱」という。)第3条の規定に基づき県に登録された者をいう。
- (4)「登録設計事務所」とは、高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱(以下「事業者登録制度要綱」という。)第2条第2項に規定する建築士事務所をいう。
- (5)「登録工務店」とは、事業者登録制度要綱第2条第3項に規定する工務店をいう。
- (6)「特定耐震診断士」とは、緊急に木造住宅耐震診断を実施する木造住宅耐震診断士として、この要綱に基づき知事により登録された木造住宅耐震診断士をいう。

(公募の方法)

第3条 知事は、必要と認めるときは、特定耐震診断士を公募するものとする。
2 前項の公募にあたり、必要な事項は別に定める。

(特定耐震診断士の要件)

第4条 特定耐震診断士は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1)登録設計事務所(ただし、登録工務店と連携している登録設計事務所に限る。)または登録工務店に所属する木造住宅耐震診断士であること。
- (2)木造住宅耐震診断を1ヵ月に5件以上実施できること。
- (3)木造住宅耐震改修設計に低コスト工法を採用することができること。
- (4)耐震診断を実施する住宅の耐震改修工事概算見積書を作成して提出できること。
- (5)メールアドレスを所有していること。

(応募の申請)

第5条 特定耐震診断士として応募しようとする者は、高知県木造住宅耐震診断士緊急応募申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(登録の決定)

第6条 知事は、登録を決定したときは、高知県木造住宅耐震診断士緊急公募登録決定通知書(様式第2号)を電子メールにより当該申請者に通知するものとする。

(応募内容の変更)

第7条 第4条の規定により、特定耐震診断士として登録を受けた者は、登録内容について変更があったときは、その旨を遅滞なく知事に高知県木造住宅耐震診断士緊急応募内容の変更報告書(様式第3号)により報告しなければならない。

(特定耐震診断士の公表)

第8条 知事は、特定耐震診断士登録者名簿(様式第4号)を作成し、市町村に送付するとともに、県のホームページその他の手段により公表するものとする。

(特定耐震診断士の業務)

第9条 特定耐震診断士は、市町村から依頼を受けて木造住宅耐震診断を実施するものとする。

2 特定耐震診断士は、前項の木造住宅耐震診断の依頼を受けた場合は、その件数を県に報告するものとする。

3 第1項の規定による木造住宅耐震診断を完了したときは、木造住宅耐震診断結果報告書に木造住宅耐震改修工事概算見積書を添付し、当該住宅所有者にその概算見積もりについて説明するものとする。

(登録の取消し)

第10条 知事は、第6条の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 木造住宅耐震診断士でなくなったとき。

(2) 第9条の規定による木造住宅耐震診断を受託後、業務の不履行、期間の遅延または現地調査に不適當な行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、耐震診断士登録制度要綱第9条に定める事項に反するものと知事が認めたとき。

(報告等)

第11条 知事は、特定耐震診断士に対して、木造住宅耐震診断の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告、助言をすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、特定耐震診断士に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年1月30日から施行する。